

太子町議会新型コロナウイルス感染症予防・対応マニュアル

(令和5年5月26日現在)

1 本会議・委員会について

①検温の実施

- (1)出席者は、議会事務局の受付窓口において、非接触型体温計で検温する。
- (2)体温が37度以上ある場合は、脇に挟む体温計での検温を行う。

37.5度以上ある場合	自宅療養
37.5度に満たない場合	平熱を聞きとった上で発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられるときは自宅療養

- (3)「自宅療養」としている場合でも、新型コロナ感染の疑いや不安がある場合等は、医療機関（まずはかかりつけ医等の身近な医療機関）に電話で相談する。

- ②マスク着用は個人の判断とする。
- ③議場等へ入室の際は、手指消毒をする。

2 一般傍聴について

- ①検温の実施（「1 本会議・委員会について」と同様）
- ②マスクの着用は個人の判断とする。
- ③傍聴席へ入室する際は、手指消毒をする。

3 議会棟内について

- ①マスクの着用は個人の判断とする。
- ②議会棟へ入る際は、手指消毒をする。